

JPT 選手会規程

JPT 選手会

2025 年制定

第 1 章 総則

第 1 条 (名称)

本会は、「JPT 選手会」（以下、「選手会」という。）と称する。

第 2 条 (目的)

選手会は、以下の目的を達成するために設立する。

1. JPT に参加する選手の権利を守り、その社会的地位を確立すること
2. 競技及びレース運営に関する様々な課題について議論し、積極的に解決を図ること
3. 選手の意見を集約し、JBCF 及び大会主催者に提言すること
4. 国内トップ選手の集合体として、JCF に対し日本の自転車競技の発展に資する提言を行うこと
5. 選手の安全及び競技環境の向上に寄与すること
6. 選手のセカンドキャリア支援を含め、所属選手に有益な活動を行うこと
7. 自転車競技を通じた社会貢献活動を行うこと
8. 選手と JBCF、審判団及び大会主催者との円滑なコミュニケーションを促進すること
9. 日本の自転車競技の発展に貢献すること

第 3 条 (事務局)

1. 選手会に事務局を置く。
2. 事務局の体制は、共同代表が協議のうえ決定する。
3. 事務局は、選手会の事務を処理し、代表者会議及び共同代表者会議の招集通知その他の連絡事務を行う。
4. 事務局は、代表者会議及び共同代表者会議の議事進行を行う。

第 2 章 会員

第 4 条 (参加資格)

1. 選手会に参加できるチームは、JPT チーム及びこれに準じるチーム（以下、「参加チーム」という。）とする。
2. 前項の「これに準じるチーム」とは、代表者会議が参加を認めたチームをいう。
3. これに準じるチームの参加承認は、当該チームからの申請に基づき、代表者会議の決議により行う。

第5条（会員資格）

選手会の会員は、参加チームに所属するすべての選手とする。

第6条（会員の権利）

会員は、以下の権利を有する。

1. 所属チームのチーム代表者を通じて、代表者会議に意見を提出すること
2. 選手会の活動に関する情報を受け取ること
3. 共同代表の選任に関与すること

第7条（会員の義務）

会員は、選手会の目的達成に協力し、本規程及び代表者会議の決定事項を遵守しなければならない。

第3章 組織

第8条（組織構成）

選手会は、以下の機関及び役職をもって構成する。

1. 代表者会議
2. 共同代表者会議
3. 共同代表（4名）
4. チーム代表者
5. アドバイザー

第9条（チーム代表者）

1. 各参加チームは、当該チームに所属する選手の中から1名のチーム代表者を選出しなければならない。
2. チーム代表者は、所属チームの選手の意見を集約し、代表者会議に出席する。
3. チーム代表者の選出方法は、各チームの自主的な決定に委ねる。
4. チーム代表者の選出結果は、共同代表に届け出るものとする。

第10条（アドバイザー）

1. 選手会は、引退後5年以内の元JPT選手をアドバイザーとして置くことができる。アドバイザーの数は最大4名とする。
2. アドバイザーは、共同代表の推薦に基づき、代表者会議の承認を得て就任する。
3. アドバイザーは、代表者会議及び共同代表者会議に出席し、意見を述べることができる。但し、議決権を有しない。
4. アドバイザーの任期は、毎年1月1日から同年12月31日までとし、再任を妨げない。

第11条（共同代表）

1. 選手会に共同代表4名を置く。
2. 共同代表は、代表者会議において、チーム代表者の中から選任する。
3. 共同代表を複数名とすることで、個人の負担を軽減し、レース中においても審判団及び大会主催者と継続的にコミュニケーションできる体制を確保する。
4. 共同代表は、互いに対等な立場で選手会を代表する。

第12条（共同代表の職務）

共同代表は、以下の職務を行う。

1. 選手会を代表し、JBCF、審判団及び大会主催者との間で協議及び調整を行うこと
2. 代表者会議を招集すること
3. 代表者会議の決定事項をJBCF及び関係者に伝達すること
4. レース開催時において、審判団及び大会運営者との連絡窓口となること
5. 事務局の体制を決定し、選手会の運営を統括すること
6. その他、選手会の目的達成に必要な事項

第13条（共同代表の職務分担）

1. 共同代表は、協議により職務を分担することができる。
2. レース開催時においては、少なくとも1名の共同代表が審判団との連絡を担当するものとする。
3. 共同代表の1名が職務を遂行できない場合、他の共同代表がその職務を代行する。
4. 全ての共同代表が審判団との交渉に当たれない場合に備え、代理として対応するチーム代表者の順位を事前に定めておくものとする。

第14条（共同代表者会議）

1. 共同代表者会議は、共同代表4名をもって構成する。
2. 共同代表者会議は、緊急性のある案件について協議し、決定することができる。

3. 前項の決定は、次回の代表者会議において報告し、承認を得なければならない。
4. 共同代表者会議は、共同代表の過半数の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって決する。

第4章 代表者会議

第15条（代表者会議の位置づけ）

代表者会議は、選手会の最高意思決定機関とする。

第16条（構成）

代表者会議は、各チームから選出されたチーム代表者をもって構成する。

第17条（招集）

1. 代表者会議は、共同代表が招集する。
2. 定例代表者会議は、原則として年2回以上開催する。
3. チーム代表者の3分の1以上から会議の開催請求があった場合、共同代表は速やかに臨時代表者会議を招集しなければならない。
4. 招集通知は、会議開催日の1週間前までに、事務局より議題を付して各チーム代表者に発するものとする。但し、緊急を要する場合はこの限りではない。

第18条（開催方法）

代表者会議は、対面、オンライン又はこれらを併用した方法により開催することができる。

第19条（定足数及び議決）

1. 代表者会議は、チーム代表者の半数以上の出席をもって成立する。
2. 議決は、出席したチーム代表者の過半数をもって決する。可否同数の場合は、共同代表の協議により決する。
3. 本規程の改正及び重要事項については、チーム代表者の3分の2以上の賛成を要する。

第20条（決議事項）

代表者会議は、以下の事項を審議し、決議する。

1. 共同代表の選任及び解任
2. 本規程の制定、改正及び廃止
3. JBCF及び大会主催者に対する提言事項
4. レース運営及び選手の安全に関する事項
5. 選手会の活動方針に関する事項

6. その他選手会の目的達成に必要な事項

第21条（決定の効力）

代表者会議の決定は、全ての参加チーム及び所属選手に対して影響力を有するものとし、各チーム及び選手はこれを尊重しなければならない。

第22条（議事録）

1. 代表者会議の議事については、議事録を作成しなければならない。
2. 議事録には、開催日時、場所、出席者、議題、審議経過及び決議事項を記載する。
3. 議事録は、共同代表が管理し、チーム代表者に共有する。

第5章 任期

第23条（チーム代表者の任期）

1. チーム代表者の任期は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。
2. チーム代表者は、再任を妨げない。
3. チーム代表者が次の各号のいずれかに該当した場合、その資格を失う。
 - ① 任期中に参加チームの所属を離れた場合
 - ② 引退した場合
 - ③ 選手としての資格を停止された場合
4. 前項の場合、当該チームは速やかに新たなチーム代表者を選出しなければならない。

第24条（共同代表の任期）

1. 共同代表の任期は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。
2. 共同代表は、再任を妨げない。
3. 共同代表がチーム代表者の資格を失った場合、共同代表の資格も失う。
4. 共同代表に欠員が生じた場合、速やかに代表者会議において補欠の共同代表を選任する。補欠の共同代表の任期は、前任者の残任期間とする。
5. 任期開始後、新たな共同代表が選任されるまでの間、前期の共同代表がその職務を継続する。

第25条（チーム代表者の任期満了後の取扱い）

チーム代表者は、任期満了後であっても、後任者が選任されるまでの間、その職務を行う。

第6章 関係団体との関係

第 26 条（協力関係）

選手会は、JBCF 及び審判団と相互に協力し、日本の自転車競技の発展及びレース運営の向上に努める。

第 27 条（JCF への提言）

1. 選手会は、国内トップ選手の集合体として、JCF に対し日本の自転車競技の発展に資する提言を行うことができる。
2. JCF への提言は、代表者会議の決議を経て、共同代表が行う。

第 28 条（レース中の連絡体制）

1. レース開催時において、共同代表は審判団及び大会主催者との連絡窓口となる。
2. 共同代表は、レース中に発生した問題について、速やかに審判団と協議することができる。
3. 審判団の最終的な判定権限を尊重しつつ、選手の意見を適切に伝達する。

第 29 条（定期協議）

選手会は、JBCF 及び審判団との間で、定期的に協議の場を設けるよう努める。

第 7 章 雑則

第 30 条（選手に有益な活動）

1. 選手会は、所属選手に有益な活動を企画及び実施することができる。
2. 前項の活動には、セカンドキャリアを見据えた教育プログラム、ビジネススキル研修、資格取得支援、キャリア相談その他選手の競技生活及び将来に資するものを含む。
3. 活動の企画及び実施に関する事項は、代表者会議において決定する。

第 31 条（社会貢献活動）

1. 選手会は、自転車競技を通じた社会貢献活動を企画及び実施することができる。
2. 社会貢献活動の企画及び実施に関する事項は、代表者会議において決定する。

第 32 条（会費及び経費）

1. 選手会の会費は無料とする。
2. 選手会の運営に要する経費については、別途定める。

第 33 条（情報の管理）

選手会の活動において知り得た個人情報及び機密情報は、適切に管理し、正当な理由なく第三者に開示してはならない。

第 34 条（規程の解釈）

本規程の解釈について疑義が生じた場合は、共同代表が協議のうえ決定する。重要な事項については、代表者会議の決議による。

第 35 条（規程の改正）

本規程の改正は、代表者会議においてチーム代表者の 3 分の 2 以上の賛成により行う。

附則

第 1 条（施行期日）

本規程は、2025 年より施行する。

第 2 条（設立時の特例）

1. 選手会設立時の共同代表は、発起人 4 名がこれを務める。
2. 設立時の共同代表の任期は、2025 年 12 月 31 日までとする。
3. 設立時のチーム代表者の届出期限及びその他必要な事項は、設立時の共同代表が定める。

第 3 条（経過措置）

本規程施行前に選手会設立準備において行われた行為は、本規程に基づき行われたものとみなす。

以上